

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令

制定：令和 2年 4月28日経済産業省令第42号

**エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令**

令和 2年 4月28日経済産業省令第42号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十八日 経済産業大臣 梶山 弘志

**エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令**

**（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正）**

**第一条** エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）	（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）
<b>第五条</b> 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出して <u>しなければならない</u> 。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して <u>しなければならない</u> 。	<b>第五条</b> 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出して <u>なければならない</u> 。
（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出）	（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出）
<b>第十二条</b> 法第八条第三項、第十九条第三項又は第三十条第三項の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出して <u>なければならない</u> 。ただし、災害その他やむを得ない事由によ	<b>第十二条</b> 法第八条第三項、第十九条第三項又は第三十条第三項の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出して <u>なければならない</u> 。

<p>り当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。</p>	
(エネルギー管理企画推進者の選任)	(エネルギー管理企画推進者の選任)
<p><b>第十三条</b> 法第九条第一項、第二十条第一項又は第三十一条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。</p>	<p><b>第十三条</b> 法第九条第一項、第二十条第一項又は第三十一条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりなければならない。</p>
<p>一 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。</p>	<p>一 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。</p>
二 [略]	二 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)	(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)
<p><b>第十五条</b> 法第九条第三項、第二十条第三項又は第三十一条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。</p>	<p><b>第十五条</b> 法第九条第三項、第二十条第三項又は第三十一条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。</p>
(エネルギー管理者の選任又は解任の届出)	(エネルギー管理者の選任又は解任の届出)
<p><b>第二十二条</b> 法第十一条第二項、第二十二条第二項、第三十三条第二項又は第四十一条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提</p>	<p><b>第二十二条</b> 法第十一条第二項、第二十二条第二項、第三十三条第二項又は第四十一条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。</p>

出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。	
(エネルギー管理員の選任)	(エネルギー管理員の選任)
<b>第二十三条</b> 法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十二条第一項又は第四十四条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。	<b>第二十三条</b> 法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十二条第一項又は第四十四条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。
一 エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。	一 エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。
二 [略]	二 [略]
2～10 [略]	2～10 [略]
(エネルギー管理員の選任又は解任の届出)	(エネルギー管理員の選任又は解任の届出)
<b>第三十三条</b> 法第十二条第三項、第十四条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、第四十二条第三項又は第四十四条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してなければならない。	<b>第三十三条</b> 法第十二条第三項、第十四条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、第四十二条第三項又は第四十四条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してなければならない。
(中長期的な計画の提出)	(中長期的な計画の提出)
<b>第三十五条</b> 法第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない	<b>第三十五条</b> 法第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない

<p>。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。</p>	<p>。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。</p>
<p>一・二 [略] (定期の報告)</p>	<p>一・二 [略] (定期の報告)</p>
<p><b>第三十六条</b> 法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出して<u>しなければならない</u>。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して<u>しなければならない</u>。</p>	<p><b>第三十六条</b> 法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出して<u>なければならない</u>。</p>
<p>(特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)</p>	<p>(特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)</p>
<p><b>第四十条</b> 法第十八条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出して<u>なければならない</u>。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難で</p>	<p><b>第四十条</b> 法第十八条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出して<u>なければならない</u>。</p>

あるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。	
(定期の報告)	(定期の報告)
<b>第五十二条</b> 法第四十九条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出して <u>しなければならない</u> 。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してなければならない。	<b>第五十二条</b> 法第四十九条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出して <u>なければならない</u> 。
(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出)	(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出)
<b>第七十五条</b> 法第九十九条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出して <u>なければならない</u> 。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してなければならない。	<b>第七十五条</b> 法第九十九条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出して <u>なければならない</u> 。
(中長期的な計画の提出)	(中長期的な計画の提出)
<b>第七十八条</b> 法第一百条又は第百十四条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により <u>行わなければならない</u> 。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。	<b>第七十八条</b> 法第一百条又は第百十四条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により <u>行わなければならない</u> 。
2 前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率	2 前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率

<p>(その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十条第四号において同じ。)が九十九パーセント以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主(以下「特定荷主等」という。)が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。</p>	<p>(その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十条第四号において同じ。)が九十九パーセント以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主(以下「特定荷主等」という。)が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。</p>
<p>(定期の報告)</p>	<p>(定期の報告)</p>
<p><b>第七十九条</b> 法第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。</p>	<p><b>第七十九条</b> 法第百十一条第一項又は第百十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。</p>
<p>(定期の報告)</p>	<p>(定期の報告)</p>
<p><b>第九十条</b> 法第百二十条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。</p>	<p><b>第九十条</b> 法第百二十条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してなければならない。</p>
<p>備考 表中 [ ] の記載は注記である。</p>	

(エネルギー管理講習に関する規則の一部改正)

**第二条** エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後 (講習の課目等)	改正前 (講習の課目等)
<p><b>第二条</b> 法第九条第一項第一号の講習（以下「新規講習」という。）は、<u>毎年度上期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）及び下期（十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下この条において同じ。）ごとに少なくとも一回、次に掲げる課目について行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により上期又は下期ごとに一回、新規講習を行うことが困難であるときは、この限りでない。</u></p>	<p><b>第二条</b> 法第九条第一項第一号の講習（以下「新規講習」という。）は、<u>毎年度上期（四月一日から九月三十日まで）及び下期（十月一日から翌年三月三十一日まで）ごとに少なくとも一回、次に掲げる課目について行うものとする。</u></p>
一～三 [略]	一～三 [略]
2 [略]	2 [略]
備考 表中 [ ] の記載は注記である。	

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*